



発行 東京都

目次

70

規程（交）

○東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………一

規程（水）

○東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………三

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………四

規程（交）

●交通局規程第四十九号

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和四年九月十五日

東京都交通局長 武市 玲子

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十一年交通局規程第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「たものをいう。」の下に「以下同じ。」を、「受給期間延長申請書に」を「受給期間延長等申請書に医師の証明書その他疾病等の事実を証明することができる書類（天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは

当該理由を証明することができる書類）及び」に、「提出」を「添えて提出」に、同条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とするを「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他第十二条の四に定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして第十二条の五に定める職員が第十二条の六に定めるところにより、局長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第五項第二号中「第十二条の四」を「第十二条の七」に改める。

第十二条の四（見出しを含む。）中「第十二条の四」を「第十二条の七」に改め、同条を第十二条の七とし、第十二条の三の次に次の三条を加える。

（第十二条第四項に規定する第十二条の四で定めるもの）

第十二条の四 第十二条第四項に規定する第十二条の四で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、第十二条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十二条の五第一項に規定する就業手当又は同令第八十二条の七第一項に規定する再就職手当の支給を受けたもの

三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと局長が認めたもの

（第十二条第四項に規定する第十二条の五で定める職員）

第十二条の五 第十二条第四項に規定する第十二条の五で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 第十二条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして局長が認めた職員  
 (支給の期間の特例の申出)

第十二条の六 第十二条第四項に規定する第十二条の六で定めるところにより、局長にその旨を申し出たときは、次のとおり申出とする。

一 受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他第十二条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて局長に提出し、局長の認定を受けることによつて行うものとする。

二 前号の規定による申出(以下この条において「特例申出」という。)は、当該特例申出に係る者が第十二条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して二箇月以内になければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内に、当該理由を証明することができる書類を添えて申し出なければならない。

三 局長は、特例申出をした者が第十二条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認定したときは、受給期間延長等通知書を発行する。この場合(第五号の規定により準用する第十二条第一項に規定する受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、局長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付するとともに、失業者退職手当支給台帳に必要な事項を記載する。

四 前号の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を局長に届け出るとともに、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、局長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

イ その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合  
 交付を受けた受給期間延長等通知書

ロ 第十二条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

五 第十四条第七項の規定は特例申出及び前号の場合並びに第二号ただし書の場合における特例申出に、第十四条第三項ただし書の規定は第一号及び前号の場合に準用する。

第十四条第五項中「受給期間延長申請書により、同条の理由」を「規定による申出をした者が同条に規定する理由」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に改め、「交付」の下に「(第十二条第一項に規定する受給資格者証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。)」を加え、「記載し返付」を「記載した上、返付」に、「失業者退職手当受給資格台帳」を「失業者退職手当支給台帳」に、「記載する」を「記載しなければならない」に改め、同条第六項中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「速やかに」を「速やかに、」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項イ中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項ロ中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同条第七項中「第三項ただし書」を「前項の規定は、第六項の場合及び第十二条第一項に規定する天災その他やむを得ない理由がある場合における同項の申出に、第三項ただし書」に、「前項」を「第六項」に改め、同項を第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第十二条第一項に規定する申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて局長に提出し、局長の認定を受けなければならない。

第十五条の三第一項中「第二項」を「第三項」に改める。  
 付則第二十一条の表中「第十二条の四」を「第十二条の七」に改める。  
 付則第二十三条中「(昭和五十年労働省令第三号)」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の規定は、令和四年七月一日から適用する。

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第二十六号

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和四年九月十五日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の退職手当に関する規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の九中「、東京都下水道局職員」を「及び東京都下水道局職員」に改める。

第十一条第一項中「引続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とするを「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のものその他第十四条の三で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして第十四条の四で定める職員が第十四条の五で定めるところにより、局長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第五項第二号イ中「第十四条の三第一項」を「第十四条の六第一項」に改め、同号ロ中「第十四条の三第二項」を「第十四条の六第二項」に改め、同条第六項第五号中「同法十八条の二」を「同法第十八条の二」に改める。

第十四条の二第一項中「受給期間延長申請書に」を「受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び」に改め、同項ただし書中「を提出」を「を添えて提出」に改め、同条第二項中「に規定する申出は、」を「の規定による申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第六項中「第一項ただし書」を「前項の規定は、第六項の場合及び第二項ただし書の場合における第一項の規定による申出に、第一項ただし書」に、「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「速やかに」を「速やかに、」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第一号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知

書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第二号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第一項の規定による申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて局長に提出しなければならない。

第十四条の二第四項中「に規定する申出」を「の規定による申出」に、「認定し」を「認め」に、「受給期間延長通知書を交付し」を「受給期間延長等通知書を交付しなればならない。この場合(第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の規定による申出を受けたときを除く。)において、局長は」に、「記載し返付」を「記載した上、返付」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。  
4 第二項ただし書の場合における第一項の規定による申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第十四条の三の見出し中「第十四条の三第一項及び第二項」を「第十四条の六第一項及び第二項」に改め、同条第一項中「第十四条の三第一項」を「第十四条の六第一項」に改め、同条第二項中「第十四条の三第二項」を「第十四条の六第二項」に改め、同条を第十四条の六とし、第十四条の二の次に次の三条を加える。

(第十一条第四項に規定する第十四条の三で定めるもの)  
第十四条の三 第十一条第四項に規定する第十四条の三で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、第十一条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第八十二条の五第一項に規定する就業手当又は同令第八十二条の七第一項に規定する再就職手当の支給を受けたもの

三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと局長が認めたもの

(第十一条第四項に規定する第十四条の四で定める職員)

第十四条の四 第十一条第四項に規定する第十四条の四で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 第十一条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして局長が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第十四条の五 第十一条第四項に規定する第十四条の五で定めるところにより、局長にその旨を申し出たときは、次のとおり申出とする。

一 受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他第十一条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて局長に提出することによつて行うものとする。

二 前号の規定による申出(以下この条において「特例申出」という。)は、当該特例申出に係る者が第十一条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して二箇月以内になければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

三 局長は、特例申出をした者が第十一条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、受給期間延長等通知書を交付しなければならぬ。この場合(第五号の規定により準用する第十四条の二第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、局長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付するとともに、失業者退職手当支給台帳に必要な事項を記載しなければならない。

四 前号の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次のいずれかに該

当する場合には、速やかに、その旨を局長に届け出るとともに、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、局長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

イ その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合交付を受けた受給期間延長等通知書

ロ 第十一条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

五 第十四条の二第七項の規定は特例申出及び前号の場合並びに第二号ただし書の場合における特例申出について、第十四条の二第一項ただし書の規定は第一号及び前号の場合について、第十四条の二第三項及び第四項の規定は第二号ただし書の場合における特例申出について、それぞれ準用する。

第十五条の六中、「同項第三号の二の規定による退職手当にあつては再就職手当相当の退職手当申請書に」を削る。

付則第四条の三第一項中「財団法人東京都新都市建設公社」を「公益財団法人東京都市づくり公社」に改める。

付則第十条第二項中「相当する手当」を「相当する給与」に改める。

付則第二十一条の表中「第十四条の三」を「第十四条の六第二項」に改める。

付則第二十三条中「(昭和五十年労働省令第三号)」を削る。

### 規程(下水)

#### ●東京都下水道局管理規程第二十六号

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月十五日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程  
 東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とするを「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他第十四条の三で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして第十四条の三で定める職員が第十四条の四で定めるところにより、局長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しないに改め、同条第五項第二号イ中「第十四条の二第一項」を「第十四条の五第一項」に改め、同号ロ中「第十四条の二第二項」を「第十四条の五第二項」に改める。

第十四条第二項第一号中「受給期間延長申請書に」を「受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の前項各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び」に改め、同号ただし書中「を添えて提出」に改め、同項第二号中「に規定する申出は、」を「の規定による申出は、当該申出に係る者が」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号中「場合において受給資格証の取扱いは、第一号ただし書を」を「規定は、第六号の場合及び第二号ただし書の場合における第一号の規定による申出に、第一号ただし書の規定は、第六号の場合について」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「速やかに」を「速やかに、」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同号イ中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同号ロ中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第一号の規定による申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同号に規定する書類を添えて局長に提出しなければならない。

第十四条第二項第四号中「に規定する申出」を「の規定による申出」に、「受給期間延長通知書を発行し」を「受給期間延長等通知書を発行しなければならない。この場合（第一号ただし書の規定により受給資格証を添えないで同号の規定による申出を受けたときを除く。）において、局長は、」に、「記載し返付」を「記載した上、返付」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第二号ただし書の場合における第一号の規定による申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第十四条の二の見出し中「第十四条の二第一項及び第二項」を「第十四条の五第一項及び第二項」に改め、同条第一項中「第十四条の二第一項」を「第十四条の五第一項」に改め、同条第二項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の五第二項」に改め、同条を第十四条の五とし、第十四条の次に次の三条を加える。

（第十一条第四項に規定する第十四条の二で定めるもの）

第十四条の二 第十一条第四項に規定する第十四条の二で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、第十一条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十二条の五第一項に規定する就業手当又は同令第八十二条の七第一項に規定する再就職手当の支給を受けたもの
- 三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと局長が認めたもの

（第十一条第四項に規定する第十四条の三で定める職員）

第十四条の三 第十一条第四項に規定する第十四条の三で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 第十一条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、

当該退職の日後に当該事業に専念する職員

二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして局長が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第十四条の四 第十一条第四項に規定する第十四条の四で定めるところにより、局長にその旨を申し出たときは、次のとおり申出とする。

一 受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他第十一条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて局長に提出し、局長の認定を受けることによつて行うものとする。

二 前号の規定による申出(以下この条において「特例申出」という。)は、当該特例申出に係る者が第十一条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して二箇月以内になければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

三 局長は、特例申出をした者が第十一条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認定したときは、受給期間延長等通知書を発行しなければならない。この場合(第五号の規定により準用する第十四条第二項第一号ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、局長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付するとともに、失業者退職手当支給台帳に必要な事項を記載しなければならない。

四 前号の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を局長に届け出るとともに、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、局長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

イ その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合  
交付を受けた受給期間延長等通知書

ロ 第十一条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受

給期間延長等通知書及び受給資格証

五 第十四条第二項第七号の規定は特例申出及び前号の場合並びに第二号ただし書の場合における特例申出について、第十四条第二項第一号ただし書の規定は第一号及び前号の場合について、第十四条第二項第三号及び第四号の規定は第二号ただし書の場合における特例申出について、それぞれ準用する。

付則第十九条の表中「第十四条の二第二項」を「第十四条の五第二項」に改める。  
付則第二十一条中「(昭和五十年労働省令第三号)」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の規定は、令和四年七月一日から適用する。

行 東 京 都  
東京都市西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

